

議案第58号

小松島市基本構想に関する議会の議決すべき事件を定める条例の
制定について

小松島市基本構想に関する議会の議決すべき事件を定める条例を別紙
のように制定する。

平成28年6月10日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市基本構想に関する議会の議決すべき事件を定める条例

総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想を策定、変更又は計画期間中に廃止することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。